

令和8年度
【概要版】

みなべ町不良空き家・その他空き家等除却補助事業ご案内

掲載

町内に存する不良空き家等の除却を促進することにより、地域の生活環境の保全、安全で安心な町づくり及び災害の未然防止を図るため、倒壊などの恐れのある空き家等を対象とした除去費用の一部を補助する制度をご案内します。

■受付期間 令和8年5月7日(木)～令和8年12月18日(金)【土日祝は除く】
午前8時30分～午後5時15分

■募集予定戸数 20戸

1. 補助対象

- みなべ町内に所在する個人専用住宅であって、居住されなくなって1年を経過し、2分の1以上が居住の用に供する建築物であったこと。かつ、みなべ町の不良空き家、もしくはその他空き家の認定を受けた建築物であること。
- みなべ町内に所在する個人専用倉庫であって、使用されなくなって1年を経過した建築物であったこと。かつ、みなべ町のその他空き家の認定を受けた建築物であること。

2. 補助対象者（申請者）

- 空き家の所有者。
 - 上記の相続人。
- ※補助金の交付の対象者となる方の要件は上記以外もございます。

3. 補助金額

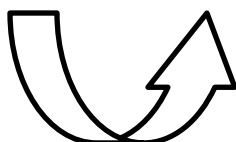
- 「国が定める標準除去費」または「実際の除去工事費」のいずれか少ない方の3分の2。但し、住宅は上限60万円、倉庫は上限30万円。

4. 補助対象工事

- 認定不良空き家・その他空き家及びその敷地内にある工作物（門、塀、浄化槽など）の全てを除去する工事であること。（工作物の除却費用は補助対象になりません。）
- みなべ町内の業者で、「土木工事業・建築工事業・解体工事業」の建設業許可を有する業者。または、解体工事業登録者（但し500万円以下の工事のみ）が請け負うものであること。

■詳しくは、みなべ町ホームページをご覧ください。

裏面もご覧ください



問い合わせ先
みなべ町総務課
TEL 0739-72-2051

◇補助申請の流れ◇

